

令和元年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R2. 2. 20	R2. 3. 5	2019年2月14日から現在に至るまでの東京都情報公開審査会に対する口頭意見陳述の希望申出の件数が分かる文書（口頭での申出も含む。）					1											請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
2	R2. 2. 26	R2. 3. 6	「事務所備付書類の写しの提出について」のうち役員名簿（平成〇年〇月〇日）外2件	6		1						1	1						(7条2号) 代表役員及び責任役員の生年月日等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条3号) 責任役員の就任年月日等については、法人の内部管理に属する情報であり、法人規則に定める役員就任に関する規定との比較から役員の属性、再任等の状況が把握できることとなるため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれるおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	R2. 2. 25	R2. 3. 10	1 貴部局において個人情報の漏洩事故が発生した際、マスコミ（各種メディア）に公表した事例。 (2) 同事故の被害者がマスコミ（各種メディア）への公表を拒否したためにマスコミ公表を実施しなかった事例。 (3) 同事故の被害者がマスコミ（各種メディア）への公表を拒否したにもかかわらず、マスコミ（各種メディア）を実施した事例。 (4) 同事故の被害者が、東京都が個人情報の漏洩事故に					1											請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課

令和元年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等								
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号							
4	R2. 2. 26	R2. 3. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費請求内訳書（〇〇課長、〇月〇日分）</li> <li>・ 旅費請求内訳書（〇〇課長、〇月〇日分）</li> <li>・ 旅費請求内訳書（〇〇課長代理、〇月〇日分）</li> <li>・ 旅費請求内訳書（〇〇課長代理、〇月〇日分）</li> <li>・ 理由説明書の写しの送付及び意見書の提出等について（通知）（諮問第〇〇号）</li> <li>・ 理由説明書の写しの送付及び意見書の提出等について（通知）（諮問第〇〇号）</li> <li>・ 理由説明書の写しの送付</li> </ul>	202		1																					生活文化局広報広聴部情報公開課
5	R2. 2. 26	R2. 3. 11	<p>マスコミへの公表を実施しない理由・根拠となる法令・条例・ガイドライン等の“証拠”文書等の全て                      万一、約束を履行しないにもかかわらず、被害者の意に反してマスコミに公表している場合、その理由・根拠となる法令・条例・ガイドライン等の“証拠”文書等の全て。</p>					1														請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課				
6	R2. 3. 2	R2. 3. 12	<p>東京都のホームページや3階の都民情報ルームに配備されていない、都が公費で購入した書籍を、都がその写しの交付を行わないことについて、請求者自身がこれを書店で探す、又は注文して購入する義務を負うことが分かるもの</p>					1														請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課				

令和元年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
7	R2. 2. 28	R2. 3. 12	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）、各私立学校からの問合せ内容と東京都の回答がわかる文書				1												当該公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため	生活文化局私 学部私学行政 課
8	R2. 2. 27	R2. 3. 12	なぜ同じ開示請求につき、生活文化局では、「開示しない部分の根拠・規程」になるのか、その理由・根拠を証明する全ての“証拠”資料等				1												理由・根拠を証明する全ての“証拠”資料等については、作成及び取得していないため	生活文化局総 務部総務課
9	R2. 3. 2	R2. 3. 12	個人情報に係る事故報告について（令和〇年〇月〇日付）	4		1				1									(7条2号) 個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局広 報広聴部情報 公開課

令和元年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号				
10	R2. 3. 9	R2. 3. 13	宗教法人〇〇規則変更事項 宗教法人〇〇規則	17		1															(7条2号) 責任役員等の氏名については、個人に関する情報 で、特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を 及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局都 民生活部管理 法人課
11	R2. 3. 6	R2. 3. 17	ホームページ上に公開されて いるものや都民情報ルームで 公開しているもの、又は、公 費で購入した書籍等が開示の 対象となった際、請求者に却 下決定処分となる旨の情報提 供を行わずに、14日後に却下 することの正当性が記載され たもの					1													請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在 しないため	生活文化局広 報広聴部情報 公開課
12	R2. 3. 13	R2. 3. 17	宗教法人〇〇規則	4		1															(7条2号) 責任役員等の氏名については、個人に関する情報 で、特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を 及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局都 民生活部管理 法人課

令和元年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
13	R2. 3. 13	R2. 3. 18	宗教法人〇〇規則	14		1														(7条2号) 責任役員等の氏名については、個人に関する情報 で、特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を 及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局都 民生活部管理 法人課
14	R2. 3. 18	R2. 3. 18	宗教法人〇〇規則	5		1														(7条2号) 責任役員等の氏名については、個人に関する情報 で、特定の個人を識別することができるため	生活文化局都 民生活部管理 法人課

令和元年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
15	R2. 3. 6	R2. 3. 18	生活文化局広報広聴部情報公開課に対する開示請求について、対象公文書が存在することを前提に、当該公文書に関連した服務に関する例規集等				1												開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成しておらず、存在しない。	生活文化局総務部総務課
16	R2. 3. 4	R2. 3. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年〇月〇日付30教総法第〇号「東京都情報公開審査会への諮問について（依頼）」</li> <li>・平成30年〇月〇日付30教総法第〇号「東京都情報公開審査会への諮問について（依頼）」</li> <li>・平成30年〇月〇日付30教総法第〇号「東京都情報公開審査会への諮問について（依頼）」</li> <li>・平成30年〇月〇日付30教総法第〇号「東京都情報公開審査会への諮問について（依頼）」</li> </ul>	92	1					1								1	<p>(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条6号) 記載された内容を公にすることにより、今後、公文書の開示請求をしようとする者が、自身の行う開示請求あるいは開示請求に伴う審査請求に係る情報を他者等に明らかにされることを懸念し、結果として、開示請求を躊躇する可能性を否定できず、東京都情報公開条例前文に規定する「公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進による開かれた都政の実現」を図る上で重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため</p>	生活文化局広報広聴部情報公開課

令和元年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
17	R2. 3. 4	R2. 3. 18	特定の「理由説明書」が審査請求人に交付（郵送等）された事実を証明する“証拠”の全て ・平成31年3月29日生活文化局が「理由説明書」を收受した際の記載の意味及び東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。又、生活文化局より教育委員会に作成・交付した当該事案関連の全ての“証拠”文書等 ・令和元年11月18日生活文化局が「理由説明書」を再收受している意味及び東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。又、生活文化局より教育委員会に作成・交付した当該事案関連の全ての“証拠”文書等 ・一度提出された理由説明書が内容等の不備の為等で実施部局に再度の提出を依頼してから、6か月以上経過して再提出・收受した事案の全て ・「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき、当該事案の「事実」経緯を開示請求者説明した“証拠”文書等の全て及び説明した「証拠」資料等がない場合、その理由・根拠となる法令条例等の全て				1											請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
18	R2. 3. 11	R2. 3. 25	1 東京都庁舎 2 東京都が保有する弓道場、剣道場、柔道場 1 2に設置する宗教物についての設置規定、設置許可者、設置申請者				1											当該施設に宗教物を設置していないため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない	生活文化局広報広聴部情報公開課
19	R2. 3. 12	R2. 3. 25	口頭意見陳述申出書 外				1				1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
20	R2. 3. 12	R2. 3. 26	口頭意見陳述について（回答）（諮問第〇〇号外49件）外				1				1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため	生活文化局広報広聴部情報公開課

令和元年度 公文書開示状況（3月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
21	R2. 3. 16	R2. 3. 30	個人情報漏洩事故が発生していない“事実”を証明する全ての“証拠”資料等の組織共用文書（メモ等は除く。）					1											請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広 報広聴部情報 公開課
22	R2. 3. 16	R2. 3. 30	理由説明書の写しの送付及び意見書の提出について（通知）（諮問第〇〇号） 理由説明書の写しの送付及び意見書の提出について（通知）（諮問第〇〇号）	14		1					1								(7条2号) ・ 審査請求人の氏名 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ・ 理由説明書中の個人名、会社名、学校名及び年月日 個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局広 報広聴部情報 公開課
23	R2. 3. 16	R2. 3. 30	答申第〇〇号について弁明書を審査会及び審査請求人に作成交付した“事実”を証明する“証拠”					1											当該答申に係る諮問は教育庁が行っており、弁明書を作成又は交付する事務は教育庁において実施している。よって、実施機関においては、請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広 報広聴部情報 公開課